

消地協第 209 号
令和 8 年 8 月 27 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱別記 8 第 3 の 4 に定める特に緊急的・集中的に対応が求められる取組について（通知）

令和 8 年 2 月 3 日付け消地協第 21 号により通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和 8 年 2 月 3 日消費者庁長官決定）」別記 8 第 3 の 4 に定める特に緊急的・集中的に対応が求められる取組のうち「（１）新 PI0-NET システムへの円滑な移行」の基準額、対象経費及び交付率並びに「（２）災害等に乗じた消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復」の実施主体、基準額、対象経費及び交付率について、別表のとおり通知します。

また、本通知は令和 8 年 8 月 27 日より適用することとし、「地方消費者行政強化交付金交付要綱別記 8 第 3 の 4 に定める特に緊急的・集中的に対応が求められる取組について」（令和 8 年 2 月 3 日付け消地協第 22 号の 2）については、令和 8 年 8 月 26 日をもって廃止することといたします。

(1) 新PIO-NET システムへの円滑な移行

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費		5 交付率
新PIO-NET システム への円滑 な移行の ための 体制整備	都道府県及び 市町村等	なし	入出力装置 (マイク付きヘ ッドセット)	相談に従事する者が使用する端 末の台数を上限とする。 ※テレフォニーシステム導入自 治体の購入に限る。	10/10
			入出力装置 (ディスプレイ、マウス及び キーボード)	相談に従事する者が使用する端 末の台数を上限とする。	
			周辺機器 (プリンター、 スキャナー又は それらの機能を 有する複合機)	消費生活センター(サブセンター 等を含む。)ごとに相談に従事す る者が使用する端末の台数が9 台以下の場合は1台、10台以上 の場合は2台を上限とする。	
			回線敷設工事	新たな相談支援システムへの接 続に必要な工事に限る。 ※保守費用や通信費などの経常 経費は対象外。	
		端末1台につき12万 円	端末	国民生活センターへ返却予定の PIO-NET 接続端末の代替品とし て購入するものであり、かつ消費 生活相談員が使用する端末のみ 対象。 ※行政職員用の端末は対象外。	
		なし	ソフトウェア (文書・表計算 ソフト)	※サブスクリプション型は対象 外。	
		セキュリティソフト を導入する端末1台 につき4万円 ※複数のソフトを購 入する場合も、1台に つき4万円	セキュリティ対 策 (セキュリティ ソフト)	消費生活相談員が使用する端末 へ導入するものであり、かつネッ トワークに接続するために必要 なセキュリティソフトのみ対象。 ※USB デバイス制御などネット ワークを介さないウイルス対 策ソフトは対象外。 ※行政職員用の端末に導入する ものは対象外。 ※1本のソフトで複数のライセ ンスを購入する場合、相談員が 使用する端末台数分の費用の み交付対象とする(1台当たり の按分額が4万円の範囲内で あれば全額交付対象)。	

		なし	セキュリティ対策 (二要素認証機器)	消費生活相談員が使用する端末で使用するものであり、かつネットワークに接続するために必要な二要素認証機器のみ対象。 ※メール認証、SMS 認証及びアプリ認証に係る経費は対象外。 ※行政職員用の端末で使用するものは対象外。	
		①相談業務及び執務環境の整備も含め法人に委託している消費生活センター：800 万円 ②その他の消費生活センター： ・新システムに接続する相談員の端末台数5台まで ：一律 100 万円 ・新システムに接続する相談員の端末が6台以上 ：1台につき20 万円	セキュリティ対策 (セキュリティソフト及び二要素認証機器以外)	セキュリティ対策のためのインシヤルコスト(セキュリティソフト及び二要素認証機器の費用を除く。)のみ対象。 ※保守費用などの経常経費は対象外。 ※サブセンター・サテライト等がある自治体は、サブセンター等ごとに算出して合算した額を申請可。 ※行政職員用の端末は基準額の算出に含めない。	
消費者行政担当職員及び消費生活相談員等の新PIO-NETシステムに係る研修への参加	都道府県及び市町村等	なし	消費者行政担当職員及び消費生活相談員等の新PIO-NET システムに係る研修への参加に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、旅費、委託料、負担金・補助及び交付金	10/10	

(2) 災害等に乗じた消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
災害等により低下した消費生活相談機能の復旧	別に地方協力課長が定める都道府県及び市町村等	なし	災害等により消費生活相談機能が低下した消費生活センター・相談窓口の施設・機器の復旧に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び工事請負費（いずれも初期費用のみ）	10/10
緊急的に必要となる相談窓口の整備			災害等により、緊急的に必要となる消費生活相談に対応するための消費生活相談員（定数内職員を除く。）の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の相談員の報酬等相当額に限る。）、負担金・補助金及び交付金（広域連携の相談員の報酬等に係る分担金相当額に限る。） 災害等により、緊急的に必要となる消費生活相談等に対応するための専門家等への報償費、旅費及び委託料 その他、緊急的に必要となる窓口の整備に係る需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
災害等に乗じた悪質商法などの消費者被害未然防止に向けた周知・啓発			災害等に乗じた悪質商法等の消費者被害を未然に防止するための周知・啓発に係る旅費、需用費、役務費、委託料、負担金・補助金及び交付金	